

次のとおり公募型プロポーザルの実施について公告する。

令和7年4月1日

愛知中部水道企業団
企業長 近藤 裕貴

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務委託名

愛知中部水道企業団給水受付事務業務委託 R7～R12

(2) 業務履行場所

事務所は愛知中部水道企業団庁舎内に置くものとする。

(3) 業務内容

企業団は、受託者に次に掲げる業務を委託する。

ア 給水装置工事申込みに関する受付業務

イ 道路等占用許可申請及び道路等使用許可申請に係る書類作成業務

ウ 給水装置工事完了書類の受付審査及び検査後の事務処理業務

エ 給水装置工事に係るメータ出庫に関する業務

オ 舗装復旧及び仮復旧の現場確認業務

カ 埋設管調査及び給水申込みに関する窓口等対応業務

キ 埋設管調査依頼の電話回答業務

ク 集合住宅等の完了に伴うメータ設置後の通水検査業務

ケ 指定給水装置工事事業者に関する業務

コ 企業団給水課との事務連絡

サ 当該委託業務に関するマニュアルの作成及び更新業務

シ その他各業務に付随すること。

(4) 予定契約（履行）期間等

契約期間は、契約の日（予定日 令和7年7月1日）から令和12年9月30日までとし、業務履行期間は令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

なお、契約の日から令和7年9月30日までは準備期間とし、当該期間に係る費用等は受託者の負担とする。

(5) 概算事業費（上限価格）

293,084,000円（消費税込み）

令和8年度から令和12年度までの債務負担行為設定額 265,617,000円（消費税込み）

上記金額は、提案内容の規模を示すためのものであり、契約金額を表示するものではない。

2 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 愛知中部水道企業団プロポーザル方式の実施に関するガイドライン第4条の参加資格を満たす者であること。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2

号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員)でない者及びそれらに関与していないこと。

- (3) 令和2年度以降に、国内水道事業体の給水区域において、給水装置工事申請窓口業務を受託し、現在履行中又は完了した実績を有していること。
- (4) 業務委託の業務責任者として給水装置工事主任技術者の資格を有し、上水道に関する業務の実務経験を2年以上有する者を、副業務責任者として上水道に関する業務の実務経験を2年以上有する者を配置できること。
- (5) 個人情報の漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができること。

3 実施方法

(1) 担当課

〒470-0153 愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷 212
愛知中部水道企業団 給水課
電話番号 (0561)38-0035 (直通)
FAX番号 (0561)38-1427
電子メール kyusuika01@suidou-aichichubu.or.jp

(2) 実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、次の日程により実施する。

	内容	期日等
1	プロポーザル募集の公告	令和7年4月1日(火)
2	申込書等の提出期限	令和7年4月18日(金)
3	参加資格審査結果及びプレゼンテーション 参加要請通知(資格がない場合は、参加資格 審査結果通知のみ)	令和7年4月25日(金)
4	業務提案書等の作成に係る質問書の提出期 限(質問書は、電子メールによる。)	令和7年5月9日(金)
5	質問に対する回答期限	令和7年5月16日(金)
6	業務提案書等の提出期限	令和7年5月30日(金)
7	業務提案書等に係るプレゼンテーション及びヒ アリング	令和7年6月11日(水)
8	最終受託候補者の決定及び選定結果の通知	令和7年6月下旬
9	契約日	令和7年7月1日(火)(予定)

注：提出は、いずれも平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、提出方法及び連絡方法は、各内容の所定の方法とする。

4 申込手続

(1) プロポーザル実施要領及び関係書類の交付

申込書等は、愛知中部水道企業団ホームページからダウンロードするものとする。

<https://www.suidou-aichichubu.or.jp>

(2) 参加者は、申込書に必要書類を添付のうえ、提出期限内に各1部を提出すること。

(3) 提出先

愛知中部水道企業団 給水課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き一般書留郵便）とする。ただし、郵送の場合は、提出期限内に必着のこと。

5 業務提案書等の提出

参加者は、業務提案書等を作成のうえ、提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類及び部数

ア 業務提案書（様式第3-1号、様式第3-2号）

正本1部、副本6部、正本を記録した電子媒体（CD-R または DVD-R）1部
（正本の業務提案書の表紙のみ代表印を押印すること。）

イ 提案見積書（任意様式）1部

（総額及び各年度の金額を明記し、積算の根拠となる内訳書を添付すること。）

ウ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（任意様式）1部

（出席者の役職及び氏名、プロジェクター等使用の有無を記載すること。）

(2) 提出期限

令和7年5月30日（金）午後5時15分（必着）

(3) 提出先

愛知中部水道企業団 給水課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き一般書留郵便）とする。ただし、郵送の場合は、提出期限内に必着のこと。

6 業務提案書等作成に係る質問の受付及び回答

業務提案書等作成に係る質問は、プロポーザル質問書（様式第6号）により電子メールでの受付とし、電子メールにより回答するものとする。

7 プロポーザル参加の辞退

参加者がプロポーザルを辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第7号）を直ちに提出すること。

8 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) プレゼンテーションは、令和7年6月11日（水）に行う。

(2) 実施時間は、各参加者に参加資格審査結果及びプレゼンテーション参加要請書により通知する。

(3) 実施場所は、愛知中部水道企業団2階会議室で行う。

(4) プレゼンテーションの時間は、各参加者45分とし、プレゼンテーション終了後、30分程度のヒアリングを実施する。

9 選定結果の通知

(1) 選定結果については、プロポーザル選定結果通知書により通知する。

10 その他

(1) プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) プロポーザル参加にあたり、参加者は実施要領及び関係法令を遵守する。

(3) 提出後の書類等の修正及び変更は一切認めない。また、提出された書類は返還しない。

(4) 提出された書類等は、プロポーザル以外の目的には使用しない。